

# 就労移行支援事業

## 【利用者】

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者(65歳未満の者)

- ① 企業等への就労を希望する者
- ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

## 【サービス内容等】

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施。
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ。
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等  
→ 6:1以上
- 就労支援員  
→ 15:1以上

(主な加算等(1日につき))

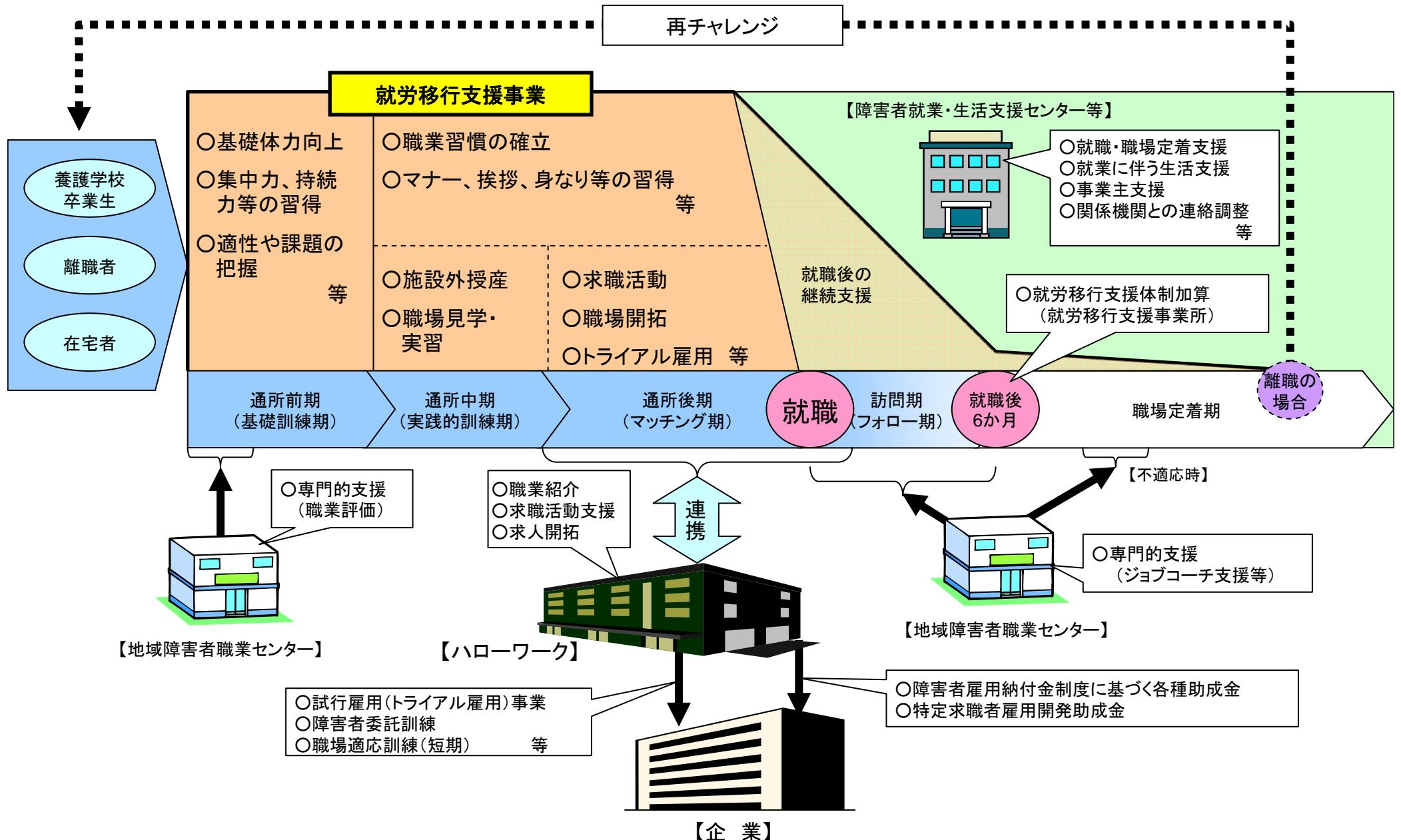
- ・ 就労移行支援体制加算:26単位  
→ 一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の2割以上いる場合
- ・ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置):115単位又は180単位  
→ 精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合
- ・ 標準利用期間超過減算:基本単位数の95% 等  
→ 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

## 【報酬単価(案)】

- 736単位 (定員40人以下)

+

# 就労移行支援事業と労働施策の連携



# 就労継続支援事業(A型)

## 【利用者】

- 就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者(利用開始時、65歳未満の者)

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

## 【サービス内容等】

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援。
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能。
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能。
- 利用期間の制限なし。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等  
→ 10:1以上

## 【報酬単価(案)】

- 460単位 (定員40人以下)

+

- ・ 就労移行支援体制加算:26単位 等  
→ 一般就労へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の5%以上いる場合

# 就労継続支援事業(B型)

## 【利用者】

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであつて、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

- ① 企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(雇用型)の雇用に結びつかなかった者
- ③ ①、②に該当しない者であつて、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者

## 【サービス内容等】

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする。
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表。
- 利用期間の制限なし。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等  
→ 10:1以上  
(生産活動支援体制強化型の場合、7.5:1)

(主な加算(1日につき))

## 【報酬単価(案)】

- 一般型 460単位 (定員40人以下)
- 生産活動支援体制強化型 504単位(定員40人以下)  
→ 障害基礎年金1級受給者が、利用者の5割以上である場合  
(現行支援費施設から移行する場合は、2割以上(3年間の経過措置))



10

- ・ 就労移行支援体制加算: 13単位  
→ 一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の5%以上いる場合
- ・ 目標工賃達成加算 : 26単位 等  
→ 平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であり、事業者の設定した目標水準を超える場合

# 福祉施設で働く障害者に対する就労支援策について

- 【課題】 ① 一般就労への移行促進に加えて  
② 福祉施設で働く障害者の工賃を引き上げるために、福祉施設及び利用者双方のインセンティブを増す施策が必要。

## 工賃倍増への取り組み

- ① 各施設ごとの目標工賃の設定・公表
- ② 「授産施設会計基準」の見直し
  - 事業会計間の流用を可能にする等規制緩和
- ③ 工賃水準引き上げのためのモデル事業の実施
- ④ 工賃控除の見直し(10月実施)